

住民監査請求の手引き

守 谷 市

1 守谷市における「監査委員」について

1-1 監査委員の役割

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は、市の事務を監査するために設置される機関で、市が行っている行政サービスが適法であるか、能率よくされているか、さらに不正がないかなど、幅広い観点から監査を行い、その結果を公表します。

監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず「監査委員会」という呼び方はしません。ただし、監査結果の決定などは、監査委員の合議によるとされています。

1-2 監査委員の設置

監査委員の定数は、2人となっています。監査委員は、人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が市議会の同意を得て選任します。監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された委員が4年で、議選委員は議員の任期が監査委員としての任期になります。

2 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、市民の方が、市の財務会計上の違法もしくは不当な行為又は怠る事実について、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう請求する制度です。この制度は、市の財政面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的としています。

3 監査請求の対象となる行為

監査請求の対象となるのは、市長、委員会、委員又は職員の違法もしくは不当な行為により、市に損害を生じせしめる行為です。議会及び議員の行為は対象となりません。

具体的には、次に掲げる市の財務会計上の行為です。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実

(6) 財産の管理を怠る事実

ただし、上記(1)から(4)までについては、行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求をすることはできません。

4 事実証明書の添付

監査請求をするときは、違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類の添付が必要となります。

5 住民監査請求の請求対象者

財務会計上の行為を行った、又は怠っている事実があると請求人が認める市長、委員会、委員又は職員となります。

6 監査の請求権者

住民監査請求できるのは、守谷市に住所を有する個人及び団体です。

7 請求書の作成

請求書の様式は(別紙)のとおりです。監査請求する事柄について、その事実を証する書面を添付して申し出なければなりません。

8 請求先

(別紙)の請求書に事実証明書を添付し、守谷市総務課監査委員事務室に提出してください。

9 問合せ先

守谷市総務課監査委員事務室

電話 0297(45)1111 (内線) 225

郵便番号 302-0198

住所 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

住民監査請求事務手続図

1 請求書の收受

※ 請求書要件に明白かつ重大な瑕疵がある場合は補正又は收受を拒否することができる。



2 要件審査（形式審査・実質審査） → 補正（請求人に連絡）

※ 「住民監査請求要件審査」によりチェック



3-1 受理

3-2 受理前却下（形式的要件の明白な欠如により補正を要求しても応じない場合）

※ 請求人への通知



4 監査実施計画作成



5 陳述等の機会付与（証拠の提出及び陳述等）

請求人・監査委員・監査委員事務室

※ 請求人への通知

※ 請求書に添付した証拠以外に新たな証拠があった場合は提出できる。

※ 請求人本人が出席できない場合は代理人を出席させることができる。



6 監査結果の集約



7 決定

※ 請求人への通知



8-1 措置

8-2 棄却（却下）

※ 請求人への通知及び公表

9 住民訴訟

※ 請求人が監査結果に不服な場合は、住民訴訟を提起して、措置を講じることができる。